

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和4年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条及び附則第3条、第6条の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉を増進するため、必要な資金の貸し付け等の事務を行う。 ・主な事務 ①貸付金の相談及び申請の受理に関すること ②貸付金の審査及び決定に関すること ③貸付金の償還に関すること
③システムの名称	貸付金システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格管理ファイル 2. 貸付(支払)管理ファイル 3. 償還金調定・納付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 43の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第19項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市福祉部こども家庭課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1247

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年9月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項	事前	根拠の確認による修正
令和3年9月30日	I 1③システムの名称	貸付金システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	貸付金システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再実施による修正
令和3年9月30日	IIしきい値判断項目	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	再実施による修正
令和3年9月30日	IIIしきい値判断項目	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施による修正
令和3年9月30日	II 1. 2いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	再実施による修正
令和4年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 63の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第19項	事前	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行に伴い提出するもの。
令和4年9月30日	II 1. 2対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和4年9月30日時点	事前	再評価による修正